

企業立地に係る標準的な手続き一覧

令和6年1月現在

整理番号	分野	手続名	関係法令等	内容	期限	備考	問い合わせ窓口
1	土地造成	大規模土地開発事業事前協議	群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例	5 ha以上の土地の開発事業を行う際には事前協議が必要	用地取得、許認可申請前		県地域創生部地域創生策課土地・水対策室土地利用・水資源係 (電話027-226-2366)
2	土地取引	土地に関する権利移転等の届出	国土利用計画法	以下の土地取引を行った場合に、権利取得者(売買の場合であれば買主)は、土地の利用目的などについて届出が必要。 ①市街化区域: 2,000㎡以上 ②①を除く都市計画区域: 5,000㎡以上 ③都市計画区域以外の区域: 10,000㎡以上	契約締結日を含めて2週間以内		県地域創生部地域創生課土地・水対策室土地利用・水資源係 (電話027-226-2366) ※前橋市、高崎市、富岡市、上野村、南牧村及び高山村については権限が県から移譲されています。
3	土地取引	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出	公有地の拡大の推進に関する法律	以下の土地を有償で譲渡しようとするとき、土地所有者(売主)は、土地の所在等について届出が必要。 ①都市計画施設の区域内: 200㎡以上 ②市街化区域内: 5000㎡以上 ③その他の都市計画区域内: 10,000㎡以上(市街化調整区域を除く)	譲渡契約締結の3週間前まで		県地域創生部地域創生課土地・水対策室土地利用・水資源係 (電話027-226-2366) ※全12市のほか、榛東村、下仁田町、甘楽町、中之条町、みなかみ町、玉村町及び明和町については権限が県から移譲されています。
4	土地取引	農用地区域からの除外申出	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内の農用地区域内の農用地等を開発するには、農用地区域からの除外が必要	用地買収の前		各市町村農業振興地域制度担当課
5	土地取引	農地転用許可	農地法	農地を開発するには農地転用許可が必要	転用行為に着手する前		各市町村農業委員会又は県農政部農業構造政策課農地調整係 (電話027-226-3021)及び各農業事務所農業振興課農政係
6	土地取引	土地利用方法変更届出、承継届出	土壌汚染対策法	土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の利用方法及び所有者の変更には届出が必要	変更後遅滞なく		所在地を所管する県環境(環境森林)事務所(前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市は各市環境保全担当課)
7	土地造成	都市計画法に基づく開発許可	都市計画法	建築物の建築又は特定工作物の建設の目的の為の開発行為で開発区域の面積規模が以下の場合に許可が必要 ①市街化区域 1,000㎡以上 ②市街化調整区域 面積問わず ③非線引き都市計画計画区域 3,000㎡以上 ④準都市計画区域 3,000㎡以上 ⑤上記①～④以外の区域 1 ha以上	工事着工前		所在地が、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市については各市開発許可事務担当課、それ以外の市町村については所管する県土木事務所建築係 (開発審査会の議を経るもの又は1 ha以上の規模の開発行為は県建築課開発係)
8	土地造成	林地開発許可	森林法	地域森林計画対象民有林(保安林除く)における1 ha超の土地の形質変更には許可が必要 ※当該民有林面積が1 ha以下の場合は届出が必要	工事着工前		所在地を所管する県森林(環境森林)事務所又は県環境森林部森林保全課森林管理係 (電話027-226-3255)
9	土地造成	伐採及び伐採後の造林の届出	森林法	地域森林計画対象民有林における立木伐採には届出が必要(ただし、林地開発許可を受けた森林の立木伐採を除く)	伐採を始める90日前から30日前まで		各市町村林務担当課

10	土地造成	自然公園法に基づく開発許可・届出	自然公園法	自然公園内における工場建設、土地の形状変更を行うには許可(特別地域)又は届出(普通地域)が必要	許可申請：工事着工前 届出：工事着工30日前		日光国立公園、尾瀬国立公園については片品村上信越高原国立公園についてはみなかみ地区はみなかみ町、旧中之条町は環境省谷川自然保護官事務所、それ以外の地区は環境省万座自然保護官事務所、妙義荒船佐久高原国定公園については県西部環境森林事務所
11	土地造成	宅地造成等規制法に基づく宅地造成の許可等	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内(高崎市、桐生市及びみどり市の各一部区域)における宅地造成に関する工事を行うには許可又は届出が必要 【許可が必要な行為】 ①切り土で高さが2m、又は盛土で高さが1mを超えるがけが生じるもの ②切盛同時の場合は、盛土部分が高さ1m以下のがけを生じ、かつ切土及び盛土部分に2mを超えるがけを生ずるもの ③上記①～②に該当しない切土・盛土で、切土又は盛土をする土地の面積が500㎡を超えるもの 【届出が必要な行為】 i 宅地造成工事規制区域指定の際、宅地造成に関する工事を行っているとき ii 擁壁等に関する工事を行おうとするとき iii 宅地以外の土地を宅地に転用したとき	許可申請：工事着工前 届出 i の行為：宅地造成工事規制区域の指定から21日以内 ii の行為：工事着手14日前 iii の行為：宅地に転用後14日以内		県太田土木事務所建築係(みどり市)、高崎市開発指導課(高崎市)、桐生市建築指導課(桐生市)
12	土地造成	砂防指定地内における行為許可	砂防法群馬県砂防指定地管理条例	砂防指定地内において以下の①～④の行為をするには許可が必要 ①建築物その他の工作物の新築、改築、移転又は除却 ②立竹木の伐採又は樹根の採掘 ③宅地、農用地等の用に供するために行う土地の造成その他の土地の形状変更 ④土砂若しくは石礫の採取、鉱物の採掘又はこれらの堆積若しくは投棄	行為着手前		所在地を所管する県土木事務所
13	土地造成	地すべり防止区域内における行為許可	地すべり等防止法	地すべり防止区域内において以下の①～⑤の行為をするには許可が必要 ①地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為(地すべり等防止法施行令で定める軽微な行為を除く) ②地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為 ③のり切又は切土で地すべり等防止法施行令で定めるもの ④ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で地すべり等防止法施行令で定めるものの新築又は改良 ⑤上記①～④以外で、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で地すべり等防止法施行令で定めるもの	行為着手前		所在地を所管する県土木事務所

14	土地造成	急傾斜地崩落危険区域内における行為許可	急傾斜地の崩壊による災害に関する法律	急傾斜地崩落危険区域内において以下の①～⑦の行為をするには許可が必要 ①水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為 ②ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ③のり切、切土、掘さく又は盛土 ④立木竹の伐採 ⑤木竹の滑下又は地引による搬出 ⑥土石の採取又は集積 ⑦上記①～⑥に掲げるもの以外で、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれがある行為で急傾斜地の崩壊による災害に関する法律施行令で定めるもの	行為着手前		所在地を所管する県土木事務所
15	土地造成	土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為許可	土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域内において、他人のための住宅又は特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校若しくは医療施設の建築のための開発行為をするには許可が必要	行為着手前		所在地を所管する県土木事務所又は県県土整備部砂防課砂防管理係(電話027-226-3632)
16	土地造成	河川区域内等における行為等許可	河川法	以下の①～③の行為をするには許可が必要 ①河川からの取水(流水占用) ②河川区域内の土地占用・土石等採取・工作物新築等・土地の掘削等 ③河川保全区域(河川区域界から20mまで)内での工作物新築等・土地の掘削等	行為着手前		所在地を所管する県土木事務所
17	土地造成	環境影響評価(土地造成関連)	環境影響評価法	工業団地造成事業 ①法第1種事業 施行区域100ha以上 ②法第2種事業 施行区域75～100ha未満	工場又は事業場の設置に係る土地利用関係法令及び公害防止関係法令等の規定による申請又は届出を行う前		県環境森林部環境政策課環境政策係(電話027-226-2821)
18	土地造成	環境影響評価(土地造成関連)	環境影響評価条例	製造業、ガス供給業、熱供給業又は電気供給業に係る工場又は事業場の建設の用に供するためになされる以下の①～②の土地の造成事業を行うには環境影響評価手続の実施が必要 ①条例第1種事業 施行区域が50ha以上(特定の地域内では20ha以上) ②条例第2種事業 施行区域が20ha以上50ha未満(特定の地域内では5ha以上20ha未満)	工場又は事業場の設置に係る土地利用関係法令及び公害防止関係法令等の規定による申請又は届出を行う前		県環境森林部環境政策課環境政策係(電話027-226-2821)
19	土地造成	埋蔵文化財包蔵地における発掘届	文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地内において土木工事等のため土地を発掘するには届出が必要	発掘着手の60日前		県教育委員会事務局文化財保護課埋蔵文化財係(電話027-226-4696)
20	土地造成	県景観条例に基づく大規模行為届出	群馬県景観条例(景観条例策定市町村については、それぞれの景観条例)	土地の面積が1,000㎡超又は規模が高さ5m超かつ長さ10m超の法面を生ずる土地区画形質変更には届出が必要(景観条例策定市町村については、それぞれの景観条例の基準による)	行為着手の30日前(景観条例策定市町村については、それぞれの景観条例の基準による)		県県土整備部都市計画課景観形成係(電話027-226-3652)(前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、下仁田町、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、板倉町は各市町村景観担当課)
21	土地造成	土地の形質変更の届出	土壌汚染対策法	土地の面積が3,000㎡以上の土地掘削その他の土地の形質変更には届出が必要	土地の形質変更着手の30日前		造成場所を所管する県環境(環境森林)事務所、(前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市は各市環境保全担当課)

22	建物建築	建築確認申請	建築基準法	次の①～④に該当する建築行為を行う場合には建築確認申請を行い建築主事等の確認を受けて確認済証の交付を受けることが必要 ①特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡超のもの ②木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡超、高さが13m超若しくは軒の高さが9m超のもの ③木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡超のもの ④都市計画区域又は準都市計画区域内等における建築物	工事着手前		建築場所を所管する県土木事務所建築係又は特定行政庁（12市）建築指導担当課及び指定確認検査機関
23	建物建築	建築物の新築等の許可（開発行為が伴う場合を除く）	都市計画法	次の①～②に該当する場合は、原則として建築行為における許可が必要 ①すでに開発許可を受けた開発区域内で予定建築物以外の建築物等を新築、改築、用途変更等する場合（用途地域が定められている地域は除く） ②市街化調整区域における建築物等の新築、改築又は用途変更等をする場合	工事着手前		所在地が、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市については各市開発許可事務担当課、それ以外の市町村については所管する県土木事務所建築係（開発審査会の議を経るもの又は1ha以上の規模の建築行為は県建築課開発係）
24	建物建築	環境影響評価（建物建築関連）	環境影響評価条例	以下の①～②の事業を行うには環境影響評価手続の実施が必要 ①製造業、ガス供給業、熱供給業又は電気供給業に係る工場又は事業場で、排出ガスの量が40,000㎡/h以上【ガスタービンにあっては、排出ガス中の二酸化炭素が4,000kg以上】（特定の地域内では排出ガスの量が16,000㎡/h以上【ガスタービンにあっては、排出ガス中の二酸化炭素が1,600kg以上】）である大気汚染防止法のばい煙発生装置又は排水量が10,000㎡以上（特定の地域内では排水量が4,000㎡以上）である水質汚濁防止法の特定施設を有する工場の新増設 ②建物の高さが100m以上又は延べ面積100,000㎡以上（特定の地域内では高さ60m以上又は延べ面積40,000㎡以上）である建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築	工場又は事業場の設置に係る土地利用関係法令及び公害防止関係法令等の規定による申請又は届出を行う前		県環境森林部環境政策課環境政策係（電話027-226-2821）
25	建物建築	特定工場新増設の届出	工場立地法	敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の製造業、ガス供給業、供給業又は電気供給業に係る工場又は事業場を新設（増設により敷地面積9,000㎡上又は建築面積3,000㎡以上となるものを含む）するには届出が必要で、一定面積以上の緑地設置が必要	工事着工90日前（一定の事由該当の場合は工事着工30日前）		各市町村役所担当課
26	建物建築	屋外広告物表示の許可	群馬県屋外広告物条例（屋外広告物条例策定市町村については、それぞれの屋外広告物条例）	許可地域（屋外広告物表示禁止区域以外の県内全地域）で屋外広告物を表示するには許可が必要（屋外広告物条例策定市町村については、それぞれの屋外広告物条例の基準による）	屋外広告物を表示する前		表示場所を所管する県土木事務所（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、藤岡市、富岡市、下仁田町、中之条町、川場村は各市町村屋外広告物担当課）

27	建物建築	景観条例に基づく大規模行為届出	群馬県景観条例(景観条例策定市町村については、それぞれの景観条例)	以下の①～②の行為を行うには届出が必要 ①高さ15m又は建築面積1,000㎡超の建築物の新増改築、移転又は撤去及び外観の模様替え又は色彩の変更 ②高さ15m又は1面の表示面積が15㎡を超える広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置又はこれらの外観の変更(景観条例策定市町村については、それぞれの景観条例の基準による)	行為着手30日前(景観条例策定市町村については、それぞれの景観条例の基準による)		県土整備部都市計画課景観形成係(電話027-226-3652)(前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、藤岡市、富岡市、下仁田町、甘楽町、中之条町、長野原町、草津町、嬭恋村、高山村、片品村、川場村、昭和村、玉村町(H31.4予定)、板倉町、及びみなかみ町の一部は各市町村景観担当課)
28	環境保全	ばい煙発生施設設置の届出	大気汚染防止法	ばい煙発生施設を設置するには届出が必要	設置工事着手の60日前		設置場所を所管する県環境(環境森林)事務所(前橋市、高崎市は各市環境保全担当課)
29	環境保全	一般粉じん発生施設設置の届出	大気汚染防止法	一般粉じん発生施設を設置するには届出が必要	設置工事着手前		設置場所を所管する県環境(環境森林)事務所(前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市は各市環境保全担当課)
30	環境保全	揮発性有機化合物排出施設設置の届出	大気汚染防止法	揮発性有機化合物排出施設を設置するには届出が必要	設置工事着手の60日前		設置場所を所管する県環境(環境森林)事務所(前橋市、高崎市は各市環境保全担当課)
31	環境保全	水銀排出施設設置の届出	大気汚染防止法	水銀排出施設を設置するには届出が必要	設置工事着手の60日前		設置場所を所管する県環境(環境森林)事務所(前橋市、高崎市は各市環境保全担当課)
32	環境保全	特定施設(污水又は廃液を排出する施設)設置の届出	水質汚濁防止法	特定施設(污水又は廃液を排出する施設)・有害物質貯蔵指定施設を設置するには届出が必要	設置工事着手の60日前		設置場所を所管する県環境(環境森林)事務所(前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市は各市環境保全担当課)
33	環境保全	特定施設(騒音が発生する施設)設置の届出	騒音規制法	騒音規制区域内に特定施設(騒音が発生する施設)を設置するには届出が必要	設置工事着手の30日前		各市町村環境保全担当課
34	環境保全	特定施設(振動が発生する施設)設置の届出	振動規制法	振動規制区域内に特定施設(振動が発生する施設)を設置するには届出が必要	設置工事着手の30日前		各市町村環境保全担当課
35	環境保全	特定施設(ダイオキシン類が発生する施設)設置の届出	ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設(ダイオキシン類が発生する施設)を設置するには届出が必要	設置工事着手の60日前		設置場所を所管する県環境(環境森林)事務所(前橋市、高崎市は各市環境保全担当課)
36	環境保全	ばい煙特定施設設置の届出	群馬県の生活環境を保全する条例	ばい煙特定施設を設置するには届出が必要	設置工事着手の60日前		設置場所を所管する県環境(環境森林)事務所(前橋市、高崎市は各市環境保全担当課)
37	環境保全	粉じん特定施設設置の届出	群馬県の生活環境を保全する条例	粉じん特定施設を設置するには届出が必要	設置工事着手前		設置場所を所管する県環境(環境森林)事務所(前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市は各市環境保全担当課)
38	環境保全	水質特定施設設置の届出	群馬県の生活環境を保全する条例	水質特定施設を設置するには届出が必要	設置工事着手の60日前		設置場所を所管する県環境(環境森林)事務所(前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市は各市環境保全担当課)
39	環境保全	揚水特定施設設置の届出	群馬県の生活環境を保全する条例	地下水の採取の届出が必要な地域(届出地域)内に揚水特定施設を設置するには届出が必要	設置工事着手の30日前		設置場所を所管する県環境(環境森林)事務所
40	環境保全	騒音特定施設設置の届出	群馬県の生活環境を保全する条例	騒音規制区域内に騒音特定施設を設置するには届出が必要	設置工事着手の30日前		各市町村環境保全担当課

41	環境保全	振動特定施設設置の届出	群馬県の生活環境を保全する条例	振動規制区域内に振動特定施設を設置するには届出が必要	設置工事着手の30日前		各市町村環境保全担当課
42	環境保全	温室効果ガス排出削減計画策定・実施状況の報告	群馬県地球温暖化防止条例	以下の①～③の事業者は、温室効果ガス排出抑制に関する計画を策定し、計画及び実施状況の報告が必要 ①以下に示す温室効果ガス大量排出事業者 ・原油換算で1,500kl/年以上のエネルギーを使用する事業者 ・トラック、バス、タクシーを100台以上保有する事業者 ・エネルギーの使用に起因する以外の温室効果ガスの排出量が二酸化炭素換算で3,000t/年以上かつ従業員21名以上の事業者 ②自動車(トラック、バス、タクシーを除く)を100台以上保有する事業者 ③従業員1,000人以上の事業者	計画：計画対象年度の7月31日 実施状況：計画対象年度の翌年度の7月31日		県知事戦略部グリーンイノベーション推進課戦略推進係 (電話027-226-2817)
43	環境保全	特定建築物排出量削減計画等策定・実施状況の報告	2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例	特定建築物（延床面積2,000平方メートル以上）を新築、増築又は改築しようとする者は届出が必要。 ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第18条各号のいずれかに該当する建築物を新築、増築又は改築しようとする者は適用除外。	特定建築物の新築、増築又は改築に係る工事着手予定日の21日前まで		県知事戦略部グリーンイノベーション推進課戦略推進係 (電話027-226-2817)
44	環境保全	特定建築物再生可能エネルギー設備導入計画策定・実施状況報告	2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例	特定建築物（延床面積2,000平方メートル以上）を新築、増築又は改築しようとする者は届出が必要。 ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第18条各号のいずれかに該当する建築物を新築、増築又は改築しようとする者は適用除外。	特定建築物の新築、増築又は改築に係る工事着手予定日の21日前まで		県知事戦略部グリーンイノベーション推進課戦略推進係 (電話027-226-2817)
45	消防保安	危険物の貯蔵・取扱製造所の設置許可等	消防法	①指定数値以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は、製造所等の設置の許可が必要 ②上記①により設置した製造所等で危険物の取扱を開始するには届出が必要	設置許可：工事着手前 開始届出：使用開始前		所在地を所管する消防本部
46	消防保安	消防用設備設置の事前相談・着工届出	消防法	①消防用設備を設置するには設計段階で事前協議が必要 ②上記①終了後に消防用設備を着工するには届出が必要	事前協議：設備の設計段階 着工届出：着工の10日前		所在地を所管する消防本部
47	消防保安	高圧ガス製造施設・貯蔵施設の設置許可・届出	高圧ガス保安法	①高圧ガスの「第1種」製造施設・貯蔵施設を設置するには【許可】が必要 ②高圧ガスの「第2種」製造施設・貯蔵施設を設置するには【届出】が必要	設置許可：工事着手前 設置届出：事業開始の20日前	①②とも事前相談が望ましい。	県総務部消防保安課保安係 (電話027-226-2246)
48	特定業種	食品製造等の許可	食品衛生法 群馬県食品衛生条例	食品製造・販売を行うには許可が必要	食品製造等開始前	申請後県保健福祉事務所等が現場検査等を行う。	所在地を所管する県保健福祉事務所又は県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係 (電話027-226-2443) (中核市(前橋市、高崎市)は市保健所)
49	特定業種	医薬品等の製造の許可	医薬品医療機器等法	医薬品等の製造及び製造販売を行うには許可が必要	医薬品等製造開始前	申請後県業務課が現場検査等を行う。	県健康福祉部業務課審査・監視係 (電話027-897-3561)
50	特定業種	毒物劇物製造等の登録	毒物及び劇物取締法	毒物劇物製造・販売を行うには登録が必要	毒物劇物製造等開始前	申請後県保健福祉事務所等が現場検査等を行う。	所在地を所管する県保健福祉事務所又は県健康福祉部業務課審査・監視係 (電話027-897-3561) (中核市(前橋市、高崎市)は市保健所)

51	県税	法人設立(設置)申告	地方税法群馬県県税条例	新たに法人を設立(群馬県外に本店を有する法人においては新たに群馬県内に事務所・事業所を設置)した旨を申告	法人設立(群馬県外に本店を有する法人においては事務所・事業所設置)の日から2月以内		本店所在地(群馬県外に本店を有する法人においては群馬県内の主たる事務所・事業所所在地)を所管する行政県税事務所
52	県税	不動産(土地・建物)取得の申告	地方税法群馬県県税条例	不動産(土地・建物)を取得した旨を申告	不動産取得の日から60日以内		取得不動産所在地を所管する行政県税事務所
53	優遇制度	地域未来促進法に基づく地域経済牽引事業計画	地域未来投資促進法	地域未来投資促進法に基づく群馬県の基本計画に沿った地域経済牽引事業計画の承認を受けると、各種優遇措置が活用できる。 (主な優遇措置) ①地域未来投資促進税制 ②地方税の優遇制度(一部市町村のみ) ③各種融資制度 ④他事業との連携	①事業計画：施設は工事着工前、設備は取得前 ②国の先進性確認：施設、設備ともに取得前		県産業経済部未来投資・デジタル産業課投資戦略係 (電話027-226-3317)
54	優遇制度	地域再生法に基づく地方拠点強化税制	地域再生法	地域再生法に基づく群馬県の基本方針に沿った地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けると、各種の優遇制度が活用できる。 (主な優遇制度) ①国税の優遇制度：オフィス減税、雇用促進税制 ②地方税の優遇制度：県税・市町村税の不均一課税または課税免除	事業計画：工場等の新増設着工前		県産業経済部未来投資・デジタル産業課投資戦略係 (電話027-226-3317)
55	優遇制度	中小企業パワーアップ資金	群馬県中小企業パワーアップ資金融資促進制度要綱	工業団地等へ事業所・工場を移転・集積する中小企業者等に対し、用地・建物・設備等の取得に必要な資金等を以下の①～③に示すとおり金融機関が融資 ①融資利率 年1.7%以内 (信用保証付きの場合は別途規定あり) ②融資期間 設備 12年以内(うち据置期間 2年以内) 運転 7年以内(うち据置期間 1年以内) ③融資限度額 2億円(うち運転資金5,000万円)	原則として契約・発注・現場着工のうちいずれか早い日の前(別途、金融機関への申込み、県への事業計画承認申請も必要)		県産業経済部地域企業支援課金融係 (電話027-226-3332)
56	優遇制度	法人の事業税課税免除申請	群馬県過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例	過疎地域により公示された市町村(以下「過疎地域」という)において一定の要件を満たして設備を新増設した者が法人の事業税の課税免除(事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度分)を受けるには申請が必要	法人の事業税確定(修正)申告書の提出期限と同じ		本店所在地(群馬県外に本店を有する法人においては群馬県内の主たる事務所・事業所所在地)を所管する行政県税事務所
57	優遇制度	不動産取得税課税免除申請	群馬県過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例	過疎地域において一定の要件を満たして不動産を取得した者が当該不動産に係る不動産取得税の課税免除を受けるには申請が必要	法人の事業税確定申告書の提出期限と同じ		取得不動産所在地を所管する行政県税事務所
58	優遇制度	県固定資産税課税免除申請	群馬県過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例	過疎地域において一定の要件を満たして大規模償却資産を取得した者が当該資産に係る県固定資産税の課税免除(事業の用に供した後最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3箇年度以内)を受けるには申請が必要	1月1日現在における当該償却資産の申告期限(当該年の1月31日)		所有償却資産所在地を所管する行政県税事務所
59	優遇制度	法人の事業税課税特例申請	群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例	地域再生法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域(以下「地方活力向上地域」という)において一定の要件を満たして設備を新増設した者が法人の事業税の課税の特例(事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度分)を受けるには申請が必要	法人の事業税確定(修正)申告書の提出期限と同じ		本店所在地(群馬県外に本店を有する法人においては群馬県内の主たる事務所・事業所所在地)を所管する行政県税事務所
60	優遇制度	不動産取得税課税特例申請	群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例	地方活力向上地域において一定の要件を満たして不動産を取得した者が当該不動産に係る不動産取得税の課税の特例を受けるには申請が必要	法人の事業税確定申告書の提出期限と同じ		取得不動産所在地を所管する行政県税事務所

61	優遇制度	県固定資産税課税特例申請	群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例	地方活力向上地域において一定の要件を満たして大規模償却資産を取得した者が当該資産に係る県固定資産税の課税の特例(事業の用に供した後最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3箇年度以内)を受けるには申請が必要	1月1日現在における当該償却資産の申告期限(当該年の1月31日)		所有償却資産所在地を所管する行政県税事務所
----	------	--------------	-------------------------------	---	----------------------------------	--	-----------------------